

和歌山版農地再生活用支援事業実施基準

第1 趣旨

和歌山版農地再生活用支援事業補助金交付要綱及び同実施要領に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、この実施基準を定める。

第2 事業実施の方法

- 1 事業実施主体は、別に定める期日までに、補助事業の対象となる遊休農地の所在地を管轄する市町村へ要望確認票（別記第1号様式）を提出するものとする。
- 2 振興局は、管内市町村に提出のあった要望確認票を取りまとめの上、経営支援課へ報告するものとする。
- 3 全ての要望を予算内で実施することができない場合には、総事業費の低い順に採択するものとする。

附則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。